議案の概要と審議結果(賛成・・・〇、反対・・・×)

会派略称

自 民=自由民主党新宿区議会議員団 共 産=日本共産党新宿区議会議員団 主 権=区民主権の会 花マル=新宿区議会花マルクラブ

公 明=新宿区議会公明党 民無ク=民主・無所属クラブ 社 会=社会新宿区議会議員団

〇平成25年第2回定例会(6月10日~6月19日)

	議 案 名	概 要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
予算(1件)	平成25年度新宿区一般会計補正予算(第4号)	補正予算額:1億3,013万円、補正後予算額:1,370億6,638万5千円 補正の理由:「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」の制定に伴う審査会運営経費、「新宿区 公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」の制定に伴う啓発経費、中小企業に対する 経営支援、中央図書館移転後の活用に関する、小規模多機能型居宅介護施設とショートステイ施設 整備事業者の選定・私立認可保育所整備事業者の選定・仮称下落合図書館建設の設計等委託に要す る経費、新宿養護学校の施設整備に要する経費、寄附金の積立 等を計上	0	0	0	0	0	0	0	可決
条例の制定(事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、区民の良好な生活環境の確保を図ることにより、区民が安心して生活できる地域社会の実現に資するため、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定める。 [主な内容] 1 空き家等の定義、区長・所有者等の責務、空き家等への調査について定める。 2 空き家等が管理不全状態にあると認めるものに対する助言・指導、勧告、命令、公表、代執行を定める。 3 空き家等の適正な管理について調査審議するための新宿区空き家等適正管理審査会を設置する。 4 「新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、審査会の委員の報酬を定める。 学職経験者:日額20,000円、その他の委員:日額10,000円	0	0	0	0	0	0	0	可決
区長提出議案(新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例	区民生活の平穏を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資するため、公共の場所における客引き行為等を防止する。 [主な内容] 1 客引き行為等の定義、区長・区民・事業者の責務等を定め、公共の場所における客引き行為等を禁止する。 2 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認める区域を「客引き行為等防止特定地区」として指定することができる。 3 区長は、「客引き行為等防止特定地区」で、客引き行為等を中止するよう必要な指導を行う。この指導は、あらかじめ指定する者に行わせることができる。	0	0	0	0	0	0	0	可決
13	新宿区立福祉作業所条例の一部を改正する条例	「高田馬場福祉作業所」の位置を変更する。(百人町4-4-2→高田馬場4-10-2)	0	0	0	0	0	0	0	可決
件)	新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例	1 「本塩町地域交流館」(本塩町8)、「北山伏地域交流館」(北山伏町2-17)、「中落合地域 交流館」(中落合2-7-24)、「北新宿第二地域交流館」(北新宿3-20-2)を設置するとともに、こ れらの管理を指定管理者に行わせる。 2 「新宿区立ことぶき館条例」を一部改正し、本塩町・北山伏・中落合・北新宿第二ことぶき館 を廃止する。	0	0	0	0	0	0	0	可決
	新宿区立保育所条例の一部を改正する条例	「戸山第三保育園」を廃止する。	0	0	×	0	0	×	0	可決
条例の改正(7	多例	1 「北新宿第二児童館」を廃止し、「北新宿子ども家庭支援センター」(北新宿3-20-2)を設置する。 2 「本塩町児童館」及び「北山伏児童館」の管理を指定管理者に行わせる。 3 「新宿区学童クラブ条例」を一部改正し、北新宿第二学童クラブの実施場所を「北新宿第二児童館」内から「北新宿子ども家庭支援センター」内とする。	0	0	0	0	0	0	0	可決
件)	新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例	本塩町学童クラブ、北山伏学童クラブ、薬王寺学童クラブ、北新宿第二学童クラブで延長利用することができることとする。	0	0	0	0	0	0	0	可決

	議 案 名	概 要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する 条例の一部を改正する条例	1 「高田馬場駅第一自転車等駐輪場」を設置する。 (高田馬場4-10-2) 2 「高田馬場駅第一自転車等駐輪場」、「高田馬場駅第二自転車等駐輪場(高田馬場2-19)」、 「新宿駅東南口自転車等駐輪場(新宿3-37)」で入場から2時間までの使用料を無料とするため、 前納を原則としている使用料の納付時期について所要の改正を行う。	0	0	0	0	0	0	0	可決
	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯 科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」等の改正に 伴い、補償基礎額及び介護補償の額を改定する。	0	0	0	0	0	0	0	可決
その他(3	特別区道の路線の廃止及び認定について	1 廃止する路線 起点 西新宿五丁目483番2地先 終点 西新宿五丁目486番2地先 2 認定する路線 起点 西新宿五丁目483番2地先 終点 西新宿五丁目484番1地先 起点 西新宿五丁目559番19地先 終点 西新宿五丁目508番地先無地番地先 起点 西新宿五丁目575番3地先 終点 西新宿五丁目510番1地先	0	0	0	0	0	0	0	可決
件	特別区道の路線の認定について	起点 高田馬場四丁目939番2地先 終点 高田馬場四丁目937番1地先	0	0	0	0	0	0	0	可決
	区民ふれあいの森(A・Bゾーン)整備工事請負契約	区民ふれあいの森(A・Bゾーン)整備工事施行のため、請負契約を締結する。	0	0	0	0	0	0	0	可決
推薦	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について	おぐら利彦氏	0	0	0	0	0	0	0	可決
意見書	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める 意見書	わが国では、障害者基本法第4条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていない。 一方で現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等の多くの国々で、障がい者に対する差別禁止および障がい者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されている。また国内においても、北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障がい者に対する差別禁止に係る条例等を制定している。また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えているが、わが国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いている。また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えているが、わが国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いている。まる4月26日に政府から提出された、障害者基本法第4条の規定を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」(通称:障害者差別解消法案)は、これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められている。また、同法の施行によりわが国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなる。よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く要望します。 1. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること。 2. 本法制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「職員のための要領」、及び各事業分野な所管する主務大臣が定める「事業者等のための指針」(ガイドライン) については、障がい者や関係事業者等	0	0	0	0	0	0	0	可決
(2 件 ()		の意見を尊重し、十分に反映したものとすること。 3. 障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。								

	議 案 名	概 要	自民	公明	共産	民無ク	主権	社会	花マル	議決結果
議員提出議案(4件)	脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書	脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病である。 医療現場において、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されている。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。しかし、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法(いわゆるブラッドパッチ療法)が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。また、研究班による脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も行われることになっており、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、その研究結果に大きな期待が寄せられている。よって、国に対して、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。1. ブラッドパッチ療法の診断・治療基準を速やかに定め、平成26年度の保険適用を目指すこと。2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。3. 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。4. ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設置できるよう努めること。	0	0	0	0	0	0	0	可決
0	その他 ホームドア設置に伴うホーム段差解消整備に関する要望書 件	国土交通省では、平成23年2月「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を設置し、国、各鉄道事業者、障害当事者との間で知見を情報交換・共有し、ホームドアの整備等、転落防止対策の推進に向けて検討を進め、中間報告としてまとめた。その後、東日本旅客鉄道株式会社でも乗客の転落、列車との接触などの防止対策として、山手線へのホームドアを、平成29年度までに大規模改良が予定される駅を除くすべての駅に設置を行うこととしている。ホームドアは、人が線路上に転落することを防ぐもっとも有効な設備であり、加えて、ホームドアの乗降口の段差解消を行うことにより高齢者、車いす使用者やベビーカー等が、ホーム渡り板を利用せずに、安全に安心して乗降を可能とするものである。また、ホームと電車の段差については、国土交通省、移動等円滑化基準第20条で「プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。」と定められている。新宿区では、「新宿区交通・リアフリー基本構想」において、高田馬場駅周辺および新宿駅周辺の重点整備地区の整備として、車いす使用者等が駅を利用するうえでホームと電車の隙間と段差を解消するものとして、ホームの嵩上げの必要があると考えている。こうした状況に鑑み、東日本旅客鉄道株式会社へ、駅利用者の安全確保の観点から、以下の対応を実施するよう要望します。 1 現在、JR山手線「高田馬場駅」「新大久保駅」の2駅において、平成25年度を完成予定で進められている転落防止対策のホームドア設置工事に併せて、渡り板を利用せず車いす等の乗降が可能となるようホームドアの乗降口の段差解消を行うこと。 2 JR山手線「新宿駅」においては、大規模改良に合わせて、整備の着手が未定とされているところであるが、上記2駅同様に速やかに着工すること。	0	0	0	0	0	0	0	可決